

# 『旭区デジタルアーカイブ ～写真で振り返る旭区の50年～』 募集要項

## 1 応募について

- ・応募者は、応募をした時点で『旭区デジタルアーカイブ ～写真で振り返る旭区の50年～』募集要項に記載されている諸条件に同意したものとみなします。
- ・応募者は、旭区誕生50周年記念事業実行委員会及び旭区役所（以下、「主催者等」という）の運営に従うものとし、一切の異議・苦情等を申し立てないものとします。  
なお、この募集要項に記載されていない事項については、主催者等が決定します。
- ・応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。

## 2 応募写真について

- ・旭区内（分区前の写真の場合は現在の旭区の区域）で撮影された写真に限ります。
- ・応募者本人が一切の著作権・所有権を有している写真に限ります。
- ・組み写真や合成写真は応募できません。
- ・被写体に人物が含まれる場合、肖像権の侵害等が生じないように事前に承諾を得たうえで応募してください。
- ・応募写真のうち、次のいずれかに該当するもの、またはその恐れがあると判断されたものについては公表しない場合があります。（テーマにそぐわないと判断されるもの、公序良俗に反するもの、財産・プライバシーを侵害する恐れがあるもの、誹謗中傷を含むもの、営利・政治・宗教等を目的にする意図を持つもの）
- ・プリント写真の取り扱いについては、細心の注意を払いますが、状態の劣化などの不測の事態に対する責任は負いかねますので御了承ください。
- ・プリント写真は、デジタルデータで保存してからお返ししますので、しばらくお預かりします。

## 3 応募写真の使用・権利について

- ・応募写真の著作権は応募者に帰属しますが、主催者等は、主催者等が企画する事業や広報等（旭区デジタルアーカイブ、旭区誕生50周年記念式典、広報よこはま等）において、無償かつ自由に応募写真を使用する権利を有します。使用にあたっては、使用目的の範囲内で画像を編集（トリミング等）する場合があります。また、使用する写真の選定は主催者等が行います。
- ・応募写真は、主催者等で選考の上スライドショーを作成し、旭区役所のホームページ上で公表します。ホームページでの公表は、2020年以降も継続する場合があります。
- ・応募写真、応募写真に写っている著作物・肖像等について第三者から使用差止め、損害賠償の請求、苦情、申し立て等を受けた場合、主催者等はその一切の責任を負わないものとし、応募者がその責任と一切の費用負担によりその請求、苦情、申し立て等を処理解決することとします。
- ・応募者の氏名等は公表しません。

## 4 個人情報の取扱い

- ・主催者等は、応募に際し提供された個人情報について、応募者への連絡等で必要な範囲内で使用します。応募者の同意なしに、個人情報を使用目的以外で使用すること、または第三者へ提供することはありません。